

インターネットEBプロご利用規定

第1条（サービス形態）

1. インターネットEB プロ（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が活用・管理するパソコンコンピュータ等の端末から（以下「パソコン」といいます）により、インターネットを利用して、次の取引を依頼することができるものとします。

(1) 総合サービス

あらかじめ届け出た契約者名義の口座（以下「照会指定口座」といいます）の残高等の照会を行う取引。

(2) 振込振替サービス

あらかじめ届け出た口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご依頼金額を引落しするうえ、契約者の指定した当行および他金融機関の国内本支店口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する取引。

(3) データ伝送サービス

①総合振込サービス
契約者からの依頼にもつぎ、契約者があらかじめ届け出た口座（以下「引落指定口座」といいます）からご依頼金額を引落しするうえ、振込を行う取引。

②給与・賞与振込サービス
契約者からの依頼にもつぎ、契約者があらかじめ届け出た口座（以下「引落指定口座」といいます）からご依頼金額を引落しするうえ、給与振込を行う取引。

③地方税納入サービス
契約者からの特別徴収地方税の納入の依頼にもつぎ、当行手続きを行う取引。

④口座振替サービス
契約者指定の口座振替取引により引落した金額を、契約者があらかじめ指定した当行の口座（以下「振替預金入金指定口座」といいます）に入金する取引。

⑤入出金明細・振込入金照会サービス
あらかじめ届け出た契約者名義の口座（以下「照会指定口座」といいます）の入出金明細・振込入金等の照会を電子データで行う取引。

(4)その他当行が定めるサービス

2.本サービスにより利用することのできる照会指定口座、または支払指定口座の科目・預金種類は当行所定のものに限ります。

3.本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種およびソフトウェアは当行所定のものに限ります。

4.本サービスは別途、当行の定める事業者（以下「認証事業者」といいます）が運営する認証サービスを利用するものとします。

5.本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用期間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。なお、当行の責めによらぬ自然災害が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱い一時停止または中止する場合があります。

6.本サービスの利用は日本国内に限ります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.契約者は、本規定の内容を十分に理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第2条（本人確認、依頼内容の確定）

1.本サービスを利用する際の本人確認は、認証事業者の行う認証サービスによるものとします。認証事業者は、本人確認方法として電子証明書および接続ID（以下これを「電子証明書」といいます）を使用します。電子証明書の取扱いおよび接続IDの取扱いについては、「電子証明書の取扱い」を参照してください。

2.契約者は電子証明書を所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。電子証明書は所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。

3.契約者が本サービスを利用する場合は、電子証明書等、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号（以下これらを総称して「暗証番号等」といいます）、パスワード、ファイナルセキュリティキーを（以下これらを総称して「パスワード等」といいます）を使用し、当行に登録された電子証明書等、暗証番号等およびパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できるものとします。

(1)契約者の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること、

(2)当行が受信した依頼内容が真正なものであること、

5.暗証番号等、パスワード等および電子証明書等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理していただきます。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など、他人に知られやすい番号を暗証番号等やパスワード等として使用することは避けてください。また、当行からこれらの内容を告げられることはありません。

6.暗証番号等およびパスワード等を失窃したり、他人に知られたような場合、またはその恐れがある場合は、すみやかに当行まで届け出ると、変更を行う必要があります。なお、当行への届け出しが生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.電子証明書をインストールしたパソコンを盗難・廃棄、遺失、盗難等により契約者が管理できない状況に陥った場合には、契約者が所定の方法により、届出を行う「電子証明書の失効を申し出る」といいます。契約者の失効を求めた場合、電子証明書の不正使用をその他の事象が発生して、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。新しいパソコンにて電子証明書を利用する場合は、所定の方法により電子証明書の再発行を受けていただく必要があります。

8.契約者の暗証番号等およびパスワード等の入力を行う所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

第3条（利用限度額）

1.契約者があらかじめ「振込振替サービス」における取引1回あたりの利用限度額（以下「限度額」といいます）を、書面により届け出た金額を利用限度額とします。

2.限度額を変更する場合は、当行へ当行所定の書面により届け出なければなりません。

3.限度額を超え取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

第4条（前払サービス）

1.入金証券の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

2.契約者は、残高等の口座情報（当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害については、当行は責任を負いません）。

第5条（振込振替サービス）

1.本サービスにおける総合振込振替取引は、次により取扱います。

(1)「振替」…支払指定口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合における資金移動。

(2)「振込」…上記以外の口座間における資金移動。

2.支払指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3.入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行所定の書面により入金指定口座を届出するうえで、「事前登録指定」といいます。および契約者が届出た都度、入金指定口座を指定する方法（以下、「都度指定方式」といいます）があります。なお、契約者は、都度指定方式による振込振替は一見の振込先に振込が可能となるリスクがあることを理解するうえ、契約者自らの責任において利用するものとします。

4.依頼内容については、当行が1件毎に最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。

5.依頼内容が確定した場合は、当行は着払い（振込引落の場合には振込指定日引）支払指定口座から振込金額または振替金額を引落すうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

6.支払指定口座からの振込資金または振替サービスの引落としにあつては、当行の各種預金規定、当座約定貸付約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

7.振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日引、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手などあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。

8.振込・振替預金残は、入金指定口座の入金記帳されううえでなければ支払資金とできません。以下の場合に該当する場合、振込・振替サービスのお取扱いできません。

(1)振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を指す。以下同じ）を超えること、ただし、振込指定日における振込手数料の金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれも振込または振替できません。

(2)支払指定口座あるいは入金指定口座が閉鎖済とのとき、

(3)契約者が支払指定口座へ入金請求した届出があり、それにもつぎ当行が所定の手続きを行ったとき、

(4)入金指定口座の預金名義より支払請求の手続きがとられているとき、

(5)差押等やひきえない事情があり、当行が支払を不当と認めたとき、

(6)本利用規定に反して、利用されたとき、

10.入金指定口座への入金ができない場合には、振込取引または振替取引はなかつたものとします。

11.振込引落取消する場合は、振込指定日の前営業日当行所定の時刻までは契約者のパソコンから、取消依頼を行うことができますが、それ以降は後記第12条に規定する「組戻し」により取消するものとします。

第6条（総合振込サービス）

総合振込は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「総合振込に関する協定書」の定めによるものとします。

1.同一の日を振込指定日として複数の異なる受取人に対して振込を行う場合は、本条の総合振込により行ていただきます。

2.本サービスによる総合振込を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に振込指定日、振込件数、振込合計金額をファクシミリで当行に通知していただきます。

3.引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.振込済資金の入金口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、依頼書の提出を受け、当行へ提出してください。なお、引落指定口座は、当行の国内本支店および当行が預金受託会社の提携金融機関の国内本支店にある支払人名義の普通預金または当座預金とします。

6.契約者のパスワード等を入力するうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第12条に規定する「組戻し」により取消するものとします。

7.振込資金の引落としにあつては、当行の各種預金規定、当座約定貸付約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

8.振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日引、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手などあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

10.振込取引については、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の振替手続きにより処理します。

11.契約者がパスワード等を入力するうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第12条に規定する「組戻し」により取消するものとします。

第7条（給与・賞与振込サービス）

給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます）は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「給与振込に関する協定書」の定めによるものとします。

1.本サービスにより給与振込等を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

2.給与振込等は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます）に限ります。

3.引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.振込指定口座は、当行の本支店及び当行が振込等の提供をしている金融機関の国内本支店（以下「提携金融機関」といいます）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。

5.前払の4.の振込指定口座は、契約者が事前に口座確認を行うものとします。

6.振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。

7.振込資金は、振込指定日の前営業日当行所定の時刻に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、給与振込等のお取扱いができない場合があります。

8.振込資金の引落としにあつては、当行の各種預金規定、当座約定貸付約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

9.振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日引、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手などあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。

10.受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の前引10時とします。

11.契約者がパスワード等を入力するうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第12条に規定する「組戻し」により取消するものとします。

第8条（地方税納入サービス）

地方税納入サービスは、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「地方税納入サービスに関する契約書」の定めによるものとします。

1.本サービスにより地方税納入を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

2.地方税納入サービスとは、依頼人がパソコン等を通じてインターネットにより当行に特別徴収方法の依頼を行い、当行が手続きを行うサービスとします。

3.納付期限は、毎月10日とし当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。

4.当行が受信した納付明細データに窮陥である場合は、依頼人はあらかじめ指定された日限まですみやかに再提出してください。

5.引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.当行は、依頼より当行所定の手数料をいただきます。

7.納付資金からひき手数料は、依頼人が指定する預金口座から、当行所定の方法により、納付期日引に引落します。

8.当行が受入れた全データに対しての納入中止は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で当行に届けてください。ただしデータの一部取り消しはできません。

9.依頼人の依頼にもつぎ当行が作成した納付書について、納付者の市区町村から当行に対して納付内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について依頼人に照会することがあります。その場合は、速やかに回答してください。

第9条（口座振替サービス）

口座振替は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「預金口座振替に関する協定書」の定めによるものとします。

1.当行は契約者からの依頼により、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を受託します。

2.本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に引落指定日、引落件数、引落合計金額をファクシミリで当行に通知していただきます。

3.振替済資金の入金口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、当行所定の預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）の提出を受け、当行へ提出してください。なお、口座振替の引落指定口座は（以下「引落指定口座」といいます）、当行の国内本支店にある支払人名義の普通預金または当座預金とします。

5.振替日に行う振込金引落とし、契約者が指定するものとします。

6.契約者のパスワード等を入力するうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、当行がデータ送信後にその依頼内容を取りやめる場合は、当行所定の取消時の事務取扱手数料をいただきます。

第10条（集金代行サービス）

集金代行サービスは、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「預金口座振替および集金代行事務委託契約書」の定めによるものとします。

1.当行は契約者からの依頼により、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を受託します。

2.本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に引落指定日、引落件数、引落合計金額をファクシミリで当行に通知していただきます。

3.振替済資金の入金口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出せるものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、依頼書の提出を受け、当行へ提出してください。なお、引落指定口座は、当行の国内本支店および当行が預金受託会社の提携金融機関の国内本支店にある支払人名義の普通預金または当座預金とします。

5.契約者のパスワード等を入力するうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、当行がデータ送信後にその依頼内容を取りやめる場合は、当行所定の取消時の事務取扱手数料をいただきます。

第11条（入出金明細・振込入金照会サービス）

1.契約者は、通知対象口座について入出金明細または振込入金明細の通知データを、当行所定の時刻にて取得することができます。

2.受入証券の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

3.契約者は、残高等の口座情報が当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条（組戻し・依頼内容の変更）

1.振込の組戻しまたは変更の依頼にあつては、支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。

2.当行は契約者からの依頼にもつぎ、組戻依頼電文または訂正依頼電文を振込された金融機関に発信します。組戻された振込金額は、支払指定口座または引落指定口座に入金します。

3.第1項の場合において、振込された金融機関がすでに振込通知を受領しているときは、組戻しまたは訂正ができないことがあります。この場合は受取人との間で協議してください。

4.組戻しの受付にあつては、当行所定の戻戻手数料をいただきます。

第13条（手数料等）

1.本サービスの利用にあつては、当行所定の利用手数料を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座から引落します。

2.「振込振替サービス」および「データ伝送サービス」を行う場合は、当行所定の振込手数料を、毎月1ヶ月分とりまとめるうえ、当行所定の振替日引に手数料引落口座から引落します。

3.第1項および第2項の手数料引落しにあつては、当行の各種預金規定・規定、各種当座・定期約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または、当座小切手の提出を要し、当行所定の方法により取扱います。

4.当行は、第1項および第2項の手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

第14条（取引内容の確認）

1.本サービスによる取引後、すみやかにパソコンにより振込・振替結果照会を行うか、預金通帳への記入または当座勘定照合表等により、取引内容を照会してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにお取引窓口にご連絡ください。

2.取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の電腦記録簿の記録内容を確認するものとします。ただし、この確認を行う際には、当行の承認を得なければなりません。

3.当行は本サービスにかかる取引の依頼はすべて記録し、相当期間保存します。

第15条（免責事項）

1.当行が、契約者のパソコンから送信された暗証番号等、パスワード等、電子証明書等および口座番号と、当行に届出た暗証番号等、パスワード等、電子証明書等および口座番号の一致を確認して取扱いのうえは、暗証番号等、パスワード等および電子証明書等につき、不正使用等の他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

2.次の事由により、本サービスの取扱いに不正使用、遅延、不能等があつても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1)災害、事象または裁判所等公的機関の措置等によりやむを得ない事由があつた場合

(2)当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合

(3)当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより暗証番号等、パスワード等、電子証明書等や、契約者情報が漏洩した場合

(4)本規定に定める本人確認手続きを行ったうえで契約者の依頼を取り扱ったにもかかわらず、暗証番号等、パスワード等および電子証明書等偽造、変造、盗用または不正使用等があつた場合

(5)申込書等にて保存された印影と届出の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があつた場合

(6)当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があつた場合

(7)契約者が本規定の変更を怠つた場合

3.本サービスにより入手した情報の利用結果について、当行は損害賠償等一切の責任を負いません。

第16条（届出事項の変更等）

1.暗証番号等、パスワード等および指定口座等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面によりただちにお取引窓口にお届けください。変更の届出は、当行の変更処理が終了した後有効となります。この届け出しの届出が生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条（解約）

1.本サービスは、当事者の一の方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した時有効となります。

2.当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の届出時に解約の通知を行います。その場合、その通知が経済または到達しなかつたときは、通常到達すべき時に、到達したものとみなします。

3.解約により、当行が本サービスの取扱いを停止した後に、「振込振替サービス」および「データ伝送サービス」で、解約の時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を行う義務を負いません。なお、解約手続き完了後に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

4.契約者が本サービスの各号のみいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

(1)支払止、または債権・民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社更生開始またはしくは特別清算開始の申立てがあつた場合

(2)住所変更の届出取消し処分を受けした場合

(3)住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の住所が不明となつた場合

(4)契約者が本利用規定に違反した場合など、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

(5)1年以上にわたる本サービスのご利用がない場合

(6)所定の手数料の支払いがなされる場合

第18条（規定の変更）

1.当行は、このご利用規定を任意に変更することができるものとします。

2.変更内容は、当行所定の方法で通知するものとします。

3.変更日以降、契約者の同意は本サービスをご利用になつたときは、変更後の規定を承認したものとみなします。

第19条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越規則および振替規定等により取扱います。

第20条（契約の解除）

この契約の当初契約期間（契約日から起算して1年間）とし、契約者または当行から申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第21条（譲渡・買入れ）

この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・買入れることはできません。

第22条（合意管辖）

本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

平成22年5月1日制定

平成24年1月4日改訂